



発行 新潟県

号外 2

平成24年7月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 35 法人の県民税の特例に関する条例施行規則（税務課）
- 36 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（高齢福祉保健課）
- 37 新潟県あけぼの園管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）
- 38 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

人事委員会規則

- 6-1703 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

規 則

法人の県民税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年7月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第35号

法人の県民税の特例に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「条例」という。）第4条及び附則第11項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（不均一課税の措置の申告）

第2条 条例附則第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人は、当該措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限までに、別記第1号様式による法人県民税不均一課税申告書（中間、確定、修正）又は別記第2号様式による法人県民税不均一課税申告書（予定）に別記第3号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。ただし、当該法人が新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号）第7条第1項の申請書又は申告書を提出したときは、当該事業計画書の添付を省略することができる。

（承継）

第3条 合併その他の理由により、事業用家屋を新設し、又は増設した法人から当該事業用家屋に係る事業を承継した法人が条例附則第8項又は第9項に規定する不均一の課税の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第4号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

		整理番号	※	法人番号	※				
※処 理 事 項	発信年月日		確 認 欄			精査 検算	台帳 登載		
	通信日付印	確認印			担当				
	年 月 日								
受 ○ 付 印 年 月 日		所在地	事業種目						
		法人名	資本金の額又は出資金の額		円				
		代表者 氏名印	この申告に応答する 係及び担当者氏名印		係 ④				
地域振興局長 様		経理責任者 氏名印	電 話 番 号						
法人県民税不均一課税申告書 中間 確定 修正									
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分									
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額					(ア) 円				
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額					(イ) 円				
法人税割額 (ア)又は(イ)×(5.4/100)					円				
不均一課税の適用年度					第 年度				
事業の用に供した日					年 月 日				
備考									

- 注 1 この申告書は、法人の県民税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。
- 2 次の書類を添付すること。
- (1) 事業計画書 (別記第3号様式)
 - (2) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第3条に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類
 - ア 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書の写し
 - イ 法人税法施行規則別表16(1)又は(2)の写し
 - ウ 法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる設備の取得価額の合計額が1億円を超えていることを証する書類
 - エ 増加する雇用者が3人以上であることを証する書類
 - オ その他地域振興局長が必要と認める書類

(表)

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入することを要しないこと。
- 2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあつては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあつては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。

第2号様式(第2条関係)

		整理番号	※	法人番号	※				
※処 理 事 項	発信年月日		確認欄			精査	台帳		
	通信日付印	確認印			担当	検算	登載		
	年 月 日								
付 受 ○ 印 年 月 日 地域振興局長 様	所在地				事業種目				
	法人名				資本金の額又は出資金の額	円			
	代表者氏名印	Ⓜ			この申告に応答する係及び担当者氏名印	係 Ⓜ			
	経理責任者氏名印	Ⓜ			電話番号				
法人県民税不均一課税申告書(予定)									
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分又は連結事業年度分									
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額					円				
この申告により納付すべき法人税割額					円				
不均一課税の適用年度					第 年度				
事業の用に供した日					年 月 日				
備考									

注 この申告書は、法人の県民税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

記入上の注意

- ※印欄は、記入することを要しないこと。
- 「この申告により納付すべき法人税割額」欄には、地方税法第53条第1項又は第2項の規定によって算出した法人税割額を記入すること。

第3号様式 (第2条関係)

事業計画書

- 1 事業用家屋の名称
- 2 新設又は増設の別
- 3 事業用家屋の新設又は増設(予定)地
- 4 事業内容

5 事業用家屋の建設期間

着手(予定)年月日	取得(予定)年月日	事業開始(予定)年月日

6 計画投下固定資産額

建物及びその附属設備	機械及び装置	車両及び運搬具	工具、器具及び備品	その他(構築物、船舶及び航空機)	合計
円	円	円	円	円	円

7 雇用計画

(1) 当該事業用家屋の常用雇用者数

区分	新採用 A	県外の他の事務所等からの転用 B	県内の他の事務所等からの転用 C	合計	
				A+B+C D	A+B E
人員計画 事業開始日前までの計画 a					
人員計画 事業開始日から人員計画終了日までの計画 b					
人員計画終了日における人数 (年月日現在) a+b c					

(2) 当該事業用家屋に係る人員計画終了日までの県内の事務所又は事業所全体の常用雇用者数

区分	新採用 A	県外の他の事務所等からの転用 B	県外の他の事務所等への転用 C	離職 D	合計 A+B-C-D E
当該事業用家屋の新(増)設前の人数 (年月日現在) a					
人員計画 事業開始日前までの b					
人員計画 事業開始日から人員計画終了日までの計画 c					
人員計画終了日における人数 (年月日現在) a+b+c d					

8 公害防止施設設置(予定)状況

公害の種類	発生源	公害防止施設				その他
		施設名	規模・能力	設置(予定) 年月日	経費	
					円	

注 「公害の種類」欄は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の別を記入すること。

9 この事業計画に係る連絡先

所在地	
名称	
担当者職氏名	
電話番号	

添付書類

- 1 事業用家屋の位置図及び配置図
- 2 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- 3 事業用地の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

第 4 号様式 (第 3 条関係)

事 業 承 継 届

年 月 日

地域振興局長 様

所 在 地
名 称
代表者の氏名 ㊦

下記のとおり事業用家屋に係る事業を承継したので、法人の県民税の特例に関する条例施行規則第 3 条の規定により届け出ます。

記

1 事業用家屋の名称

2 事業用家屋の所在地

3 承継年月日 年 月 日

4 被承継法人

(1) 所在地

(2) 名称及び代表者の氏名

5 承継の原因

6 承継後の事業用家屋が供される事業の業種及び内容

注 承継を証する書類を添付すること。

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第36号

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（平成19年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(別表19の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)</p> <p>第3条 条例別表19の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>(別表19の項第2号の一体的に運営しようとする場合)</p> <p>第4条 条例別表19の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>(別表20の項の一体的に運営する者)</p> <p>第5条 条例別表20の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。</p> <p>(別表21の項の規則で定める介護サービス)</p> <p>第6条 条例別表21の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービ</p>	<p>(別表18の項の一体的に運営するために指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者)</p> <p>第3条 条例別表18の項に規定する一体的に運営するために、指定居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービス事業と、前条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者の指定を併せて受けようとする者とする。</p> <p>(別表18の項第2号の一体的に運営しようとする場合)</p> <p>第4条 条例別表18の項第2号に規定する一体的に運営しようとする場合は、指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービス事業と、第2条の表の右欄に掲げる当該事業に係る居宅サービスの種類に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる介護予防サービスを行う介護予防サービス事業者を一体的に運営しようとする場合とする。</p> <p>(別表19の項の一体的に運営する者)</p> <p>第5条 条例別表19の項に規定する一体的に運営する者は、受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定の更新に係る介護予防サービス事業と、第2条の表の左欄に掲げる当該事業に係る介護予防サービスの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる居宅サービスを行う居宅サービス事業者を一体的に運営する者とする。</p> <p>(別表20の項の規則で定める介護サービス)</p> <p>第6条 条例別表20の項の規則で定める介護サービスは、次の表の左欄に掲げる施設サービスの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる介護サービ</p>

スとする。
(略)

(別表備考の一体的に提供している場合)

第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。

(1)～(8) (略)

(9) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるものを除く。以下この号において同じ。)において提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(10) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるものに限る。以下同じ。)において提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(11) (略)

(12)～(14) (略)

スとする。
(略)

(別表備考の一体的に提供している場合)

第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。

(1)～(8) (略)

(9) 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(10) (略)

(11) 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護又は適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護のうちいずれか2以上の介護サービス

(12)～(14) (略)

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正は、公布の日から施行する。

新潟県あけぼの園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第37号

新潟県あけぼの園管理規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県あけぼの園管理規則(昭和59年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条並びに別記様式の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県あけぼの園条例(昭和39年新潟県条例第13号。以下「条例」という。)の施行に伴い、新潟県あけぼの園(以下「<u>あけぼの園</u>」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第3条 <u>あけぼの園</u>に入所しようとする者又はその保護者(以下「申込者」という。)は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>あけぼの園</u>の長(以下「園長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退所)</p> <p>第6条 園長は、入所者(法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設障害福祉サービス」という。))を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>あけぼの園</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 園長は、入所者(法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>あけぼの園</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、新潟県あけぼの園条例(昭和39年新潟県条例第13号。以下「条例」という。)の施行に伴い、新潟県あけぼの園(以下「<u>施設</u>」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入所の申込み)</p> <p>第3条 <u>施設</u>に入所しようとする者又はその保護者(以下「申込者」という。)は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>施設</u>の長(以下「園長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退所)</p> <p>第6条 園長は、入所者(法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設障害福祉サービス」という。))を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>施設</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 園長は、入所者(法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 入所者が園長が定める<u>施設</u>の運営に関する規程に著しく違反した場合</p>

(措置による入所及び退所)

第7条 園長は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるあけぼの園への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 園長は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、あけぼの園を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

第12条 (略)

(指定管理者の指定の申請)

第13条 条例第7条第1項の規定による申請は、別記第3号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) あけぼの園の管理の業務に関する事業計画書

(2) 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類

(3) 当該社会福祉法人に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、あけぼの園の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て園長が定める。

第2号様式 (略)

第3号様式 (第13条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 社会福祉法人の名称

代表者の氏名 ㊦

新潟県あけぼの園の指定管理者の指定を受けたので、新潟県あけぼの園条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 事業計画書

(措置による入所及び退所)

第7条 園長は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による施設への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 園長は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、施設を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

第12条 (略)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、知事の承認を得て園長が定める。

第2号様式 (略)

<p>2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の社会福祉法人の財務の状況を明らかにすることができる書類</p> <p>3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の社会福祉法人の業務の内容を明らかにすることができる書類</p> <p>4 その他知事が必要と認める書類</p>	
--	--

第2条 新潟県あけぼの園管理規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加え、同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(入所の申込み)</p> <p>第3条 あけぼの園に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付しなければならない。ただし、<u>知事</u>が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(入所の承認等)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、前条の入所承認申込書の提出があつたときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。</p> <p>2 <u>知事</u>は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、<u>知事</u>が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: center;">(退所)</p> <p>第6条 <u>知事</u>は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができ</p>	<p style="text-align: center;">(入所の申込み)</p> <p>第3条 あけぼの園に入所しようとする者又はその保護者（以下「申込者」という。）は、別記第1号様式又は別記第2号様式による入所承認申込書を<u>あけぼの園の長</u>（以下「園長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の入所承認申込書には、健康診断書を添付しなければならない。ただし、<u>園長</u>が健康診断書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(入所の承認等)</p> <p>第4条 <u>園長</u>は、前条の入所承認申込書の提出があつたときは、定員に空きがない場合、申込者が入院治療を必要とする場合その他申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合を除き、入所を承認するものとする。</p> <p>2 <u>園長</u>は、入所を承認するときは入所承認通知書を、入所を承認しないときは入所不承認通知書を申込者に交付するものとする。</p> <p>3 <u>園長</u>は、前項の規定により入所の承認を受けた者が、<u>園長</u>が指定する期日までに入所しない場合は、入所の承認を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: center;">(退所)</p> <p>第6条 <u>園長</u>は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができ</p>

る。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 知事は、入所者（法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が知事が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(措置による入所及び退所)

第7条 知事は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるあけぼの園への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、あけぼの園を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

(指定管理者による管理)

第8条 条例第4条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）にあけぼの園の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第3条、第4条、第6条及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあり、及び「県」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 指定管理者の管理の場合における第5条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「県」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者の管理の場合における別記第1号様式及び別記第2号様式の規定の適用については、同様式中「新潟県知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

る。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(4) (略)

2 園長は、入所者（法第5条第8項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 入所者が園長が定めるあけぼの園の運営に関する規程に著しく違反した場合

(措置による入所及び退所)

第7条 園長は、市町村長から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定によるあけぼの園への入所について協議を受けた場合は、入所させる旨又は入所させることができない旨を通知するものとする。

2 園長は、前項の規定により入所した者の能力、訓練効果等を考慮し、あけぼの園を退所させることが適当と認める者については、その旨を市町村長に通知するものとする。

(災害対策)

第8条 園長は、災害の発生するおそれのある箇所及び消火器、避難場所、警報器その他の防災に関する設備について常に点検するものとする。

2 園長は、火災その他の非常災害に備え、消火訓練、避難訓練、救助訓練その他の防災に関する必要な訓練を計画的に行うものとする。

(事故の報告)

第9条 園長は、第4条第1項又は第7条第1項の規定により入所した者（以下「入所者」という。）に関し、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(1) 事故による傷害又は死亡

(2) 集団感染又は集団中毒

<p>第9条 (略)</p> <p>(管理の細則)</p> <p>第10条 条例及びこの規則に定めるもののほか、あけぼの園の管理に関し必要な事項は、<u>知事があけぼの園の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (施設障害福祉サービス用) (略) <u>新潟県知事</u> 様 (略)</p> <p>第2号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (短期入所用) (略) <u>新潟県知事</u> 様 (略)</p> <p>第3号様式 (第9条関係) 指定管理者指定申請書 (略)</p>	<p>(3) <u>無断外出</u></p> <p>(4) <u>その他園長が特に報告を要すると認めたもの</u></p> <p>(健康管理)</p> <p>第10条 <u>園長は、入所者に対し定期的に健康診断及び必要な検査を行うものとする。</u></p> <p>(計画の作成)</p> <p>第11条 <u>園長は、入所者に対し適切な指導訓練を行うため、生活指導及び作業指導に関する計画を作成するものとする。</u></p> <p>(保護者等との連携)</p> <p>第12条 <u>園長は、入所者の保護者、市町村長等と相互に連携を密にし、理解と協力を深めるように努めるものとする。</u></p> <p>第13条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、あけぼの園の管理に関し必要な事項は、<u>知事の承認を得て園長が定める。</u></p> <p>別記</p> <p>第1号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (施設障害福祉サービス用) (略) <u>新潟県あけぼの園長</u> 様 (略)</p> <p>第2号様式 (第3条関係) 入所承認申込書 (短期入所用) (略) <u>新潟県あけぼの園長</u> 様 (略)</p> <p>第3号様式 (第13条関係) 指定管理者指定申請書 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第38号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） （1）～（202）の14 （略） <u>（202）の15</u> 指定居宅サービス事業者指定変更手数料 <u>（202）の16</u> （略） <u>（202）の17</u> （略） <u>（202）の18</u> （略） <u>（202）の19</u> （略） （203）～（585） （略）	別表（第2条関係） （1）～（202）の14 （略） <u>（202）の15</u> （略） <u>（202）の16</u> （略） <u>（202）の17</u> （略） <u>（202）の18</u> （略） （203）～（585） （略）

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

人事委員会規則

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年7月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1703号

特殊勤務手当に関する規則(規則第6-1313号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。)に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前																						
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>4 <u>条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。</u></p> <p>(1) <u>本部長指示により、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域</u></p> <p>(2) <u>本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域(前号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。)</u></p> <p>5 <u>条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">作業の区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">条例附則第2項第1号に掲げる作業</td> <td>屋外において行う場合</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>屋内において行う場合</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条例附則第2項第2号に掲げる作業</td> <td>屋外において行う場合</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>屋内において行う場合</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">条例附則第2項第3号に掲げる作業</td> <td>前項第1号に掲げる区域 屋外において行う場合</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>屋内において行う場合</td> <td>1,330円</td> </tr> <tr> <td>前項第2</td> <td>屋外において</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		作業の区分		手当の額	条例附則第2項第1号に掲げる作業	屋外において行う場合	6,600円	屋内において行う場合	1,330円	条例附則第2項第2号に掲げる作業	屋外において行う場合	3,300円	屋内において行う場合	660円	条例附則第2項第3号に掲げる作業	前項第1号に掲げる区域 屋外において行う場合	6,600円	屋内において行う場合	1,330円	前項第2	屋外において	5,000円	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(東日本大震災に対処するための手当の特例)</p> <p>4 <u>条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月21日11時00分の警戒区域の設定に係る本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により警戒区域に設定することとされた区域と同一の区域とする。</u></p> <p>5 <u>条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年4月22日9時44分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域とする。</u></p>	
作業の区分		手当の額																						
条例附則第2項第1号に掲げる作業	屋外において行う場合	6,600円																						
	屋内において行う場合	1,330円																						
条例附則第2項第2号に掲げる作業	屋外において行う場合	3,300円																						
	屋内において行う場合	660円																						
条例附則第2項第3号に掲げる作業	前項第1号に掲げる区域 屋外において行う場合	6,600円																						
	屋内において行う場合	1,330円																						
前項第2	屋外において	5,000円																						

	号に掲げる区域	行う場合	1,000円	
		屋内において行う場合		
<p>6 同一の日において、前項に掲げる2以上の異なる区分の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、第38条第2項の規定の適用については、災害応急作業手当とみなさない。</p> <p>7 条例附則第2項各号に掲げる作業のうち屋内において行う場合の作業には、第40条の規定は適用しない。</p>		<p>6 条例附則第2項第3号の人事委員会規則で定めるものは、平成23年3月15日11時00分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により屋内への退避を行うこととされた区域と同一の区域とする。</p> <p>7 条例附則第3項の心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業とする。</p> <p>8 同一の日において、条例附則第3項に掲げる2以上の異なる区分の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が最も高いもの以外の手当は、第38条第2項の規定の適用については、災害応急作業手当とみなさない。</p> <p>9 条例附則第2項第1号又は第2号の作業のうち屋内において行う場合の作業には、第40条の規定は適用しない。</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。